与論町墓地条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月17日

与論町長

与論町規則第3号

与論町墓地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、与論町墓地条例(令和5年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

- 第2条 条例第4条第1項の規定により墓地の使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。
  - (1) 住所を証する書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類
- 2 墳墓地の使用は、1人につき1箇所とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事由があると認める場合は、この限りではない。 (使用許可証)
- 第3条 条例第4条第3項に規定する使用許可証は,墓地使用許可証(第2号様式)とする。 (使用許可期間)
- 第4条 墳墓地の使用許可期間は、永年とする。

(使用料)

- 第5条 条例第5条に規定する規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。 (管理料)
- 第6条 条例第6条に規定する規則で定める管理料の額は、別表第2のとおりとする。 (使用料等の減免)
- 第7条 条例第7条に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第4条第1項の規定により町長の許可を受けた者又は条例第11条の規定により使用権を承継した者が、使用料等の免除を申請する際現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合
  - (2) その他町長が特に必要と認める場合
- 2 前項第1号の場合における使用料又は管理料の減免額は、使用料又は当該年度分の管理料の 2分の1とする。
- 3 前項第2号の場合における使用料又は管理料の減免額は、その都度町長が定める。
- 4 条例第7条の規定により使用料又は管理料の免除を受けようとする者は、使用料・管理料減 免申請書(第3号様式)に使用料又は管理料の免除を受けようとする事由を証する書類を添え て、町長に提出しなければならない。
- 5 町長は前項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、使用料・管理料減免承認・不承認決定通知書(第4号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。 (墳墓地の移転)
- 第8条 町長は、条例第9条第1項の規定により墳墓地の移転を命ずる場合は、使用者に対しあ

らかじめ通知するものとする。この場合において、町長は、他の墳墓地を供し、相当と認める 移転料を補償するものとする。

(使用権の承継)

第9条 条例第11条の規定により使用権を承継しようとする者は、墓地(使用権承継許可・使用 許可証書換え・使用許可証再交付)申請書(第5号様式)に使用許可証,住所を証する書類及 び承継の原因を証する書類を添えて提出し、町長の許可を受けなければならない。

(使用許可証の書換え等)

- 第 10 条 条例第 13 条第 1 項の規定により使用許可証の書換えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 条例第 13 条第 2 項の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は, 前条の申請書を 町長に提出しなければならない。

(使用場所の返還)

第 11 条 条例第 16 条第 1 項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から 1 箇月以内に墓地返還届出書(第 6 号様式)に使用許可証を添えて、町長に提出しなければならない。

(工作物等の設置)

第12条 墳墓地の使用者は、工作物その他の設備の建設、改修、撤去又は移転をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行届出書(第7号様式)に設計書及び図面を添えて提出し、工事終了後に町長の確認を受けなければならない。

(埋葬等の届出)

第13条 墳墓地の使用者は、埋葬、焼骨の埋蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ墓地埋葬・埋蔵・改葬届出書(第8号様式)に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、町長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

墓地名	種別	単位	使用料
茶花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
東前浜墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
船倉墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
東黒花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円
西黒花墓地	墳墓地	1区画につき 永年	50,000円

## 別表第2 (第6条関係)

墓地名	種別	単位		単位		区分	管理料
茶花墓地	墳墓地	1区画につき	1年間	茶花集落住民	500円		
				茶花集落住民以外	1,500円		
東前浜墓地	墳墓地	1区画につき	1年間		0円		
船倉墓地	墳墓地	1区画につき	1年間		0円		
東黒花墓地	墳墓地	1区画につき	1年間		0円		
西黒花墓地	墳墓地	1区画につき	1年間		0円		

### 墓地使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

与論町長

住 所 申請者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

墓地を使用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

墓	地	名	
使	用目	的	
使	用場	所	
使	用期	間	
使	用	料	PI
管	理	料	PI
添	付 書	類	

 第
 号

 年
 月

 日

## 墓地使用許可証

様

与論町長 印

年 月 日に申請のありました墓地の使用については、次のとおり許可します。

墓	圤	<u>t</u>	名	
使	用	目	的	
使	用	場	所	
使期	用	許	可間	
使	月	]	料	円
管	理	E	料	Н
条			件	

使用料 減免申請書

年 月 日

(申請先) 与論町長

> 住 所 申請者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

墓	也 名	
使 用	場所	
	使用料	円 円
使用料	減免額	円 円
	納付額	円 円
	管理料	円 円
管理料	減免額	円 円
	納付額	円 円
減免を受 す る	けようと 事 由	

第号年月日

使用料 承 認 減免 不承認 決定通知書

様

与論町長

囙

年 月 日に申請のありました墓地又は納骨堂の 使用料 の減免につ 管理料

承認することに決定しましたので、通知します。

墓	地 名	
使 用	場所	
	使 用 料	円
使用料	減免額	円
	納付額	円
	管 理 料	円
管理料	減 免 額	円
	納付額	円

# 使用権承継許可 墓地 使用許可証書換え 申請書 使用許可証再交付

年 月 日

(申請先)

与論町長

住 所 申請者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

使用権承継許可

墓地の 使用許可証書換え を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。 使用許可証再交付

		<i>-</i>	·/ 14 H I		1117   1	<i>&gt;</i> • 1 •										
墓	ţ	也	名													
使	用	場	所													
使期	用	許	可間													
事			由	1	承	継	2	氏名変更	3	住所変更	4	紛	失	5	き	損
内			容													

(注意)

事由の欄は、該当するものの番号を○印で囲んでください。

#### 墓地返還届出書

年 月 日

(届出先)

与論町長

住 所 届出者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

墓地を返還したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

墓 地 名	
使用場所	
使用許可	
期間	
返還事由	

### 墓地内工事施行届出書

年 月 日

(届出先)

与論町長

住 所 届出者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

墓地内において

工事を施行したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

-	
墓地名	
使用場所	
工事着工	
年 月 日	
工事完成	
年 月 日	
工事施行	
者の住所	
及び氏名	
その他の	
事 項	

### 墓地埋葬・埋蔵・改葬届出書

年 月 日

(届出先) 与論町長

> 住 所 届出者 ふりがな 氏 名 電 話 ( )

墓地に埋葬・埋蔵・改葬したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

墓地名	
使用場所	
使用者名	
埋葬・埋蔵・ 改葬に係る 死 亡 者 名	
改葬場所	
添付書類	

(注意) 埋葬・埋蔵・改葬のうち、該当するものを○印で囲んでください。